令和８年（フ）第９６７号
大阪府守口市高瀬町４丁目10番11号
破産者　國谷商店こと　國谷　詠一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１２９号
大阪市北区菅栄町４番21号　グリーンマンション　302号室
破産者　長谷川泰之
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４１２号
大阪市福島区吉野４丁目15番11―802号
破産者　本　　崇人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４４３号
大阪市浪速区桜川１丁目１番16―1102号、前住所大阪市浪速区桜川１丁目１番16―705号
破産者　太田　　克
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１７号
大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目11番地の９
破産者　礒脇　正志
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５７号
大阪市港区波除４丁目２番12号　ジョイフルホームＫ　４Ｃ号
破産者　君島　雪子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２９７号
大阪市港区池島３丁目10番17号
破産者　片岡　幸弘
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３１７号
大阪府吹田市五月が丘西６番２―710号
破産者　松川　順一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９８号
大阪市城東区中央１丁目５番20号　305
破産者　二葉葵こと　橋本　恭三
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４７５号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目11番13号
サニークレールＡ棟　201号
破産者　瀧口　恭子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８０号
大阪府箕面市半町２丁目11番39号
破産者　小倉建築こと　小倉　　満
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１号
兵庫県洲本市物部258番地９
破産者　中川　敦代
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第５４号
岡山県苫田郡鏡野町塚谷762番地、前住所愛媛県大洲市河辺町三嶋1281番地
破産者　壽野　公海
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第３２号
福岡県田川郡糸田町1500番地１
破産者　永田　美貴
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第５０号
福岡県田川市大字夏吉4606番地１
破産者　上原　美加
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４１号
鹿児島県南さつま市加世田ハーモニー14番地１　市営ハーモニー団地603号
破産者　片山　正和
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜524番地３
破産者　翁長　　匡
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１９９号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目４番17号　ドミールＨＩＧＡ202
破産者　仲間　　陸
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５８５号
仙台市宮城野区田子２丁目24番22号　クレアハウス203
破産者　坪江　　直
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係